

地域指定年度	昭和 4 8 年度
計画策定年度	昭和 4 9 年度
計画見直し年度	昭和 5 9 年度
	平成 9 年度
	令和 6 年度

坂城農業振興地域整備計画書

令和 7 年 3 月

長野県埴科郡坂城町

＜ 目 次 ＞

第 1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
2	農用地利用計画	8
第 2	農業生産基盤の整備開発計画	9
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	9
2	農業生産基盤整備開発計画	9
3	森林の整備その他林業の振興との関連	9
4	他事業との関連	10
第 3	農用地等の保全計画	11
1	農用地等の保全の方向	11
2	農用地等保全整備計画	11
3	農用地等の保全のための活動	12
4	森林の整備その他林業の振興との関連	13
第 4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	14
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	14
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	15
3	森林の整備その他林業の振興との関連	15
第 5	農業近代化施設の整備計画	16
1	農業近代化施設の整備の方向	16
2	農業近代化施設整備計画	16
3	森林の整備その他林業の振興との関連	16
第 6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	17
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	17
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	17
3	農業を担うべき者のための支援活動	17
4	森林の整備その他林業の振興との関係	17
第 7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	18
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	18
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	19
3	農業従事者就業促進施設	19
4	森林の整備その他林業の振興との関係	19

第 8	生活環境施設の整備計画	20
1	生活環境施設の整備の目標	20
2	生活環境施設整備計画	20
3	森林の整備その他林業の振興との関連	20
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	20
第 9	付図	21
1	土地利用計画図（付図 1 号）	21
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）	21
3	農用地等保全整備計画図（付図 3 号）	21
4	農業近代化施設整備計画図（付図 4 号）	21

別記 農用地利用計画

（1）農用地区域

（2）用途区分

第 1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

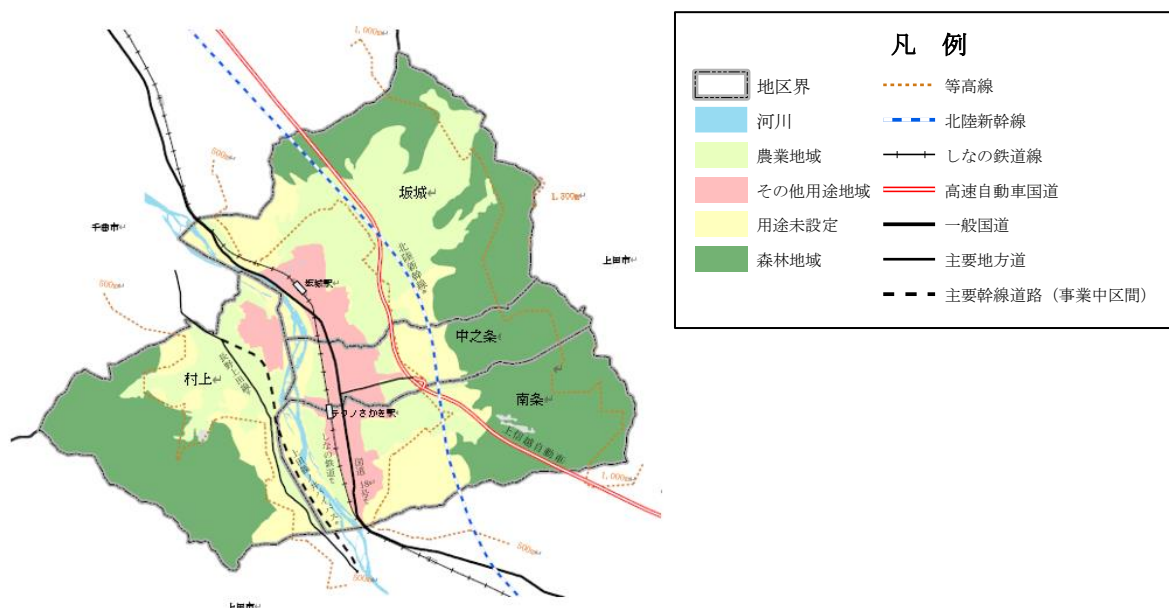
(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

坂城町は、長野県の北信地域と東信地域の結節点に位置し、四方を1,000メートル級の山々に囲まれ、その中央を南北に千曲川が流れる豊かな自然の中で、技術と創造性を誇る「ものづくりのまち」として発展してきました。

旧北国街道の交通の要衝に位置し、現在では、千曲川の東側にしなの鉄道、国道18号、上信越自動車道、北陸新幹線（トンネル通過）、西側に国道18号上田篠ノ井バイパス、主要地方道長野上田線（力石バイパスを含む）がほぼ平行に走り、長野・上田両地域とのネットワークを形成しています。

国道18号バイパスについては、坂城更埴バイパスの坂城町区間（鼠橋から力石バイパスまでの区間）の整備が本格化しています。また、上信越自動車道坂城インターチェンジから国道18号までを結ぶ主要地方道坂城インター線について、国道18号からテクノさかき工業団地までの間の延伸工事が完了し、さらに、今後は国道18号バイパスまでの延伸が計画されており、新たな幹線道路の整備による交通の利便性の向上と地域経済の発展が期待されています。



町の気候は、内陸盆地特有の年間降水量が少なく、晴天日が多い典型的な中央高原型の気候であり、国内でも雨量の少ない地域の一つとなっています。

昼夜の気温差が大きく、果樹栽培に適していることから、中山間地においてぶどう、りんごを中心に果樹栽培が盛んで、土地の特性を活かした品種の多様化が図られています。平成27年（2015年）には千曲川ワインバレー広域特区の認定を受け、ワイン用ぶどうの産地化の取組みが進んでいます。また、かつては花きの施設栽培が盛んでしたが、現在では、花きの栽培施設を活用した野菜などの作物の栽培への転換が進んでいます。ねずみ大根は、町を代表する伝統野菜として、広く認知されています。

農地は、農業にとって最も基本的な生産基盤であり、特に、集团的農地や基盤整備がされた優良な農地については、その確保と有効利用に努める必要があります。町では、上位計画で定められた土地利用の方向性に沿った施策を展開すると同時に、農業振興地域制度及び農地法に基づく農地転用許可制度等の適切な運用を図りながら、優良農地の確保・保全に努めます。

なお、土地の移動の構想は下表のとおりです。

(単位：ha、%)

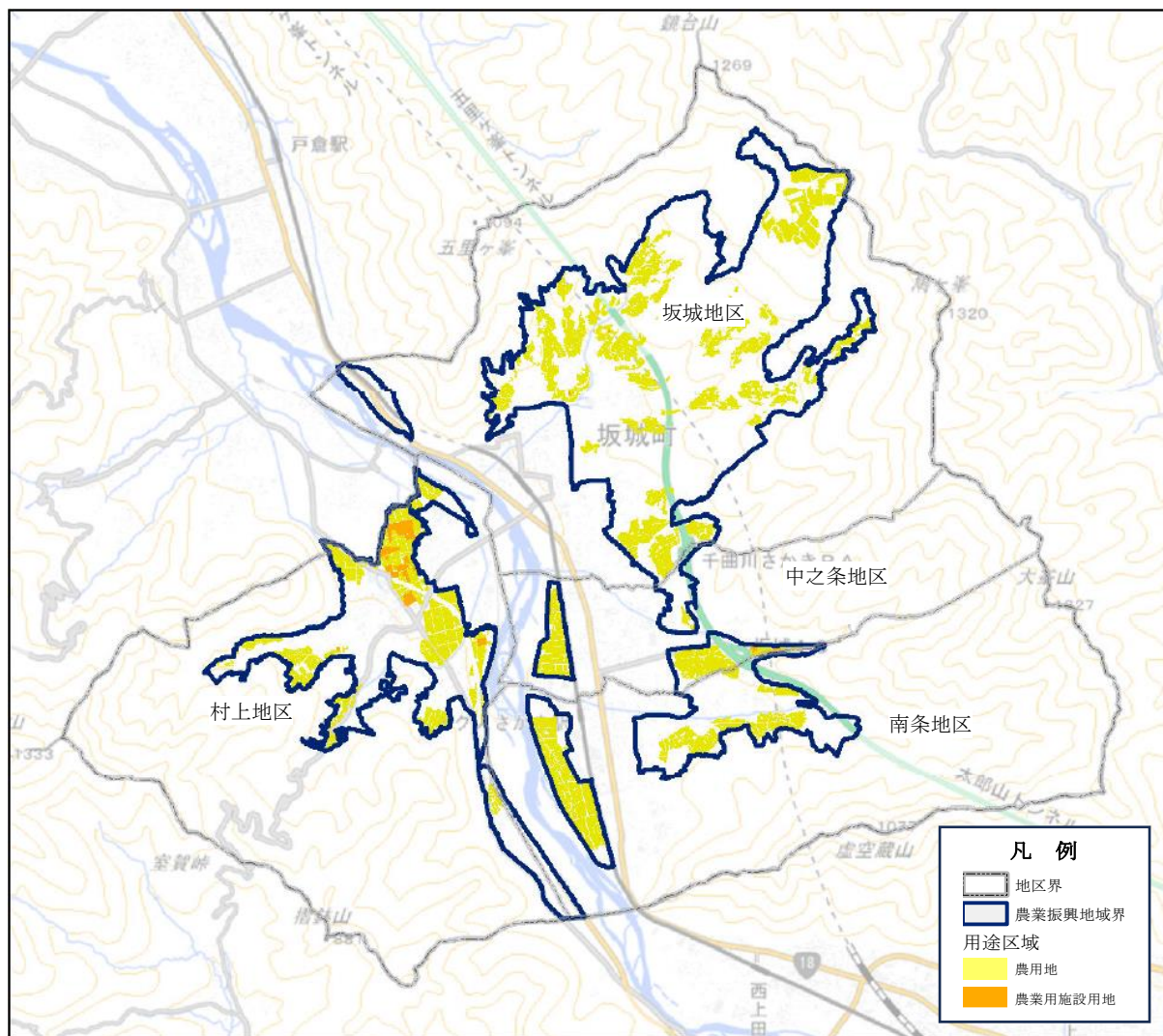
	農用地		農業用 施設用地		森林原野 (うち混牧林地)		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 2023 (令和 5年)	550.3	40.0	13.5	1.0	237.1	17.2	117.8	8.6	27.3	2.0	429.0	31.2	1375.0	100
目標 2033 (令和 15年)	544.8	39.6	14.0	1.0	237.1	17.2	118.3	8.6	31.3	2.3	429.5	31.3	1375.0	100
増減	▲5.5		0.5		0.0		0.5		4.0		0.5		0.0	

本町では、農業従事者の高齢化や後継者不足、担い手の減少などにより、遊休・荒廃農地の拡大が懸念されています。今後の農業に関する土地利用については、農業の担い手を確保し、農地の集積・集約を進めることなどを通じて、農地の保全と農地の荒廃防止を図るとともに、荒廃した農地の再生を促進するなど、農地の効率的な利用を図り、優良農地の確保・保全に努めます。

都市的土地利用については、低・未利用地や空き家などの有効活用の促進、公共施設の複

合化により行政機能を集約し、土地利用の効率化を図ります。また、産業の振興や雇用の拡大に必要な産業用地の確保と快適な住環境の形成に必要な道路、下水道などの都市基盤の整備を周辺の自然環境に配慮しながら推進します。

土地利用構想図



イ 農用地区域の設定方針

(7) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地550.3haのうち、次のa～cに該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地約342.9haについて、農用地区域を設定します。

a 集団的に存在する農用地

- ・10ha以上の集団的な農用地

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業の施行にかかる区域内にある農用地

- ・区画整理
- ・農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く）

c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

- ・果樹等の地域の特産物を生産している農地で、産地の形成上確保しておくことが必要な農地
- ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
- ・周辺の優良農地の保全や、農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく、認定農業者等の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該認定農業者等に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地

ただし、cの土地であっても、次の土地については農用地区域に含めません。

i 自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地

- ・地域のほとんどが山林原野等で、位置・地形・自然条件から見て、農業上の利用の確保を図ることが適当でない農用地

ii その他

- ・具体的な事業計画があり、該当計画の実施について農振法をはじめ他法令との調整が可能であり、かつ社会情勢からやむを得ないと認められる農用地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設等の用に供される土地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定します。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定します。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

ー該当なしー

（２）農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

令和15年に目標とする農用地区域面積を347.6haと設定します。この農用地区域面積を前提とし、土地条件や経営条件を考慮しながら、農地の基盤整備や流動化を進め、地区の特性に合った効率的な土地利用を図っていきます。

（表－農用地等利用の方針 その１）

（単位：ha）

区分 地区	農地			採草放牧地			混牧林地		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
坂城	161.7	161.5	▲0.2	—	—	—	—	—	—
中之条	34.0	33.8	▲0.2	—	—	—	—	—	—
南条	61.0	57.3	▲3.7	—	—	—	—	—	—
村上	86.2	85.1	▲1.1	—	—	—	—	—	—
計	342.9	337.7	▲5.2	—	—	—	—	—	—

（表－農用地等利用の方針 その２）

（単位：ha）

区分 地区	農業用施設用地			計			森林・原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
坂城	0.1	0.2	0.1	161.8	161.7	▲0.1	3.0
中之条	0.5	0.6	0.1	34.5	34.4	▲0.1	0.0
南条	0.0	0.1	0.1	61.0	57.4	▲3.6	0.0
村上	8.9	9.0	0.1	95.1	94.1	▲1.0	0.0
計	9.5	9.9	0.4	352.4	347.6	▲4.8	3.0

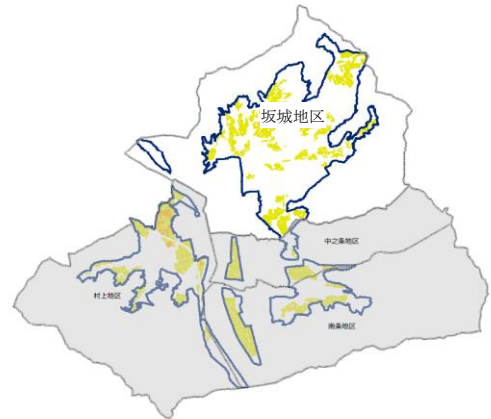
イ 用途区分の構想

(ア) 坂城地区

坂城地区は、千曲川の東側、北部に位置し、農業振興地域の占める面積が最も多い地区であり、標高500～800mに及ぶ中山間地域です。

この地区は、傾斜地を利用した樹園地帯（りんご・ぶどう）と山間水田地帯、大規模な野菜单作地帯とに分けられ、中心部は都市計画用途地域で市街化が進んでいます。

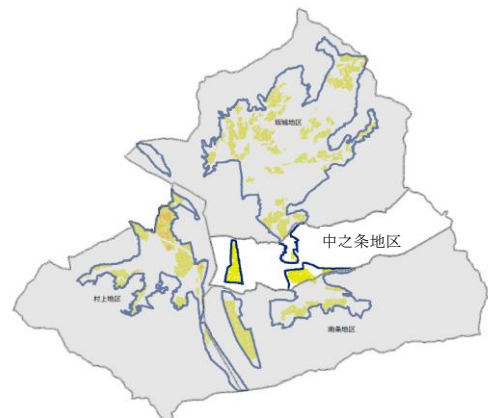
引き続き現在の土地利用を基本とする用途区分を行い、農地中間管理事業等の実施による農地の利用集積に努めるとともに、小規模な農地は自給的農業により農地保全を図ります。



(イ) 中之条地区

中之条地区は、千曲川の東側、中部に位置し、標高400～500mに及ぶ平坦部から山間部に至る地域です。都市計画用途地域をはさんだ形で、農業振興地域が標高400mの河岸水田地帯と400～500mの緩傾斜な扇状地を利用した畑作・樹園地帯（ぶどうやワイン用ぶどう）に二分されています。

引き続き現在の土地利用を基本とする用途区分を行い、農地中間管理事業等の実施による農地の利用集積に努めるとともに、小規模な農地は自給的農業により農地保全を図ります。

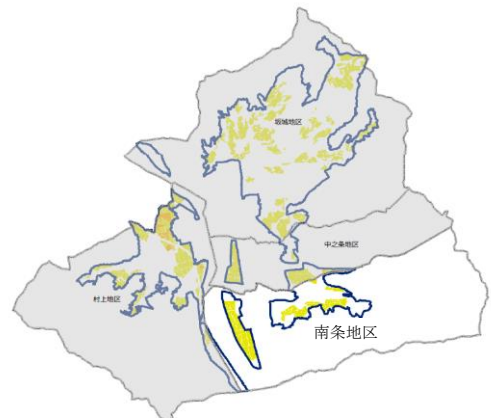


また、坂城インター線の延伸に伴い、道路周辺の宅地化が予想されますが、土地利用区分を明確にし、優良農地の確保、保全を図ります。

(ウ) 南条地区

千曲川の東側、南部に位置し、標高400mの河岸水田地帯と標高400～500mの畑作・樹園地帯（りんご・ぶどう）、そして山間水田地帯とに二分されます。

引き続き現在の土地利用を基本とする用途区分を行い、農地中間管理事業等の実施による農地の利用集積に努めるとともに、小規模な農地は自給



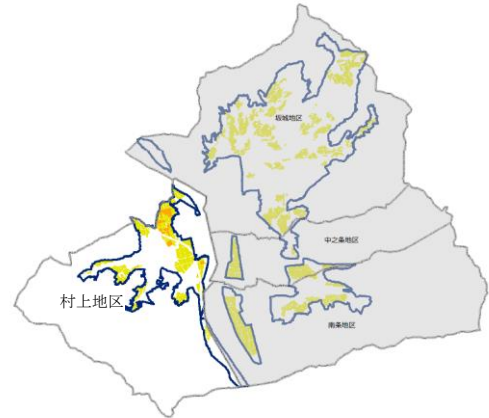
的農業により農地保全を図ります。

近年都市化の影響により宅地が増加傾向にありますが、ほ場整備された農地が多く存在するため、担い手への農地の集積・集約を進め、優良農地の保全に努めます。

(エ) 村上地区

千曲川西側に位置し、標高400mの平坦水田地帯と標高400～500mの緩傾斜畑作・樹園地帯（りんごやぶどう）とに分けられます。

水田地帯は、農業構造改善事業により区画形状が整備され、大型機械による機械化農業が可能であるため、農地の集積・集約を進め、効率的な営農環境の確保に努めます。また、水田利用再編により定着した花き施設栽培については、遊休化した施設の経営継承に努めるとともに、場合によっ



ては花きから野菜といった作目転換により、初期投資を抑えた農業経営の推進を図ります。

引き続き現在の土地利用を基本とする用途区分を行い、農地中間管理事業等の実施による農地の利用集積に努めるとともに、小規模な農地は自給的農業により農地保全を図ります。

国道18号坂城更埴バイパスの開通により商工業の土地需要の増加や宅地化の進行が見込まれますが、土地利用区分を明確にし、優良農地の確保、保全を図ります。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

土地改良事業は、農業生産における基礎的な資源である農地・農業水利施設等の農業生産基盤を整備・管理するものであり、良好な営農条件を備えた優良農地を確保し、農業の生産性向上を図るためには必要不可欠です。

現在、農振農用地区域内にある農用地における農業生産基盤（用水路や畑かん施設、農道等）の整備状況は、田が 95.2%、畑が 57.0%、樹園地が 63.6%となっています。本町は、中山間地域にあり、農地が平坦地だけではなく、傾斜地にも多くあることから、整備率の上昇には限界があり、優良農地の生産性を高めるための基盤整備はおおむね完了している状況です。

今後は、農業用施設の老朽化が進んでいることから、必要に応じて現在の施設機能の維持・更新を進め、長寿命化を図ります。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)		
水門整備	水門自動化 1基	会地地区	10ha	1	
水門整備	水門自動化 2基	南条地区	5ha	2	
水門整備	水門自動化 5基	六ヶ郷用水幹線水路	20ha	3	
水門整備	水門自動化 5基	六ヶ郷用水表樋	20ha	4	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本町の山間地域にある農地では、森林と隣り合うことが多く、そのため、林道との相互連携を図りながら、農業生産基盤の整備を進めます。

4 他事業との関連

道路整備（国道18号バイパスや坂城インター線先線）や河川整備等の事業との連携を図りながら、農業生産基盤の整備を進めます。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農業生産の振興を図るべき農業振興地域においては、食料の安定供給と収益性の高い地域農業の実現という観点から、一定のまとまりをもって集团的に存在する農用地や農業生産基盤整備を行った農用地等の優良農地を良好な状態で維持・保全していくことが重要です。

農業を持続的に発展させていくためには、耕地利用率の向上や遊休農地の発生防止・解消を図り、農用地区域内の農地の効率的な利用を促進するとともに、農業が持つ自然循環機能の維持増進による環境と調和した農業の実現を図る必要があります。

本町の遊休農地は年々増加しており、令和4年は21.4haとなっています。遊休農地の増加は、周囲の農地利用を阻害する要因となるため、意欲ある担い手への農地集積、多様な担い手による営農活動の推進、また、有害鳥獣対策を推進することにより、良好な環境を備えた農地を確保し、農地の有効利用を図ります。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)		
用排水改良	用排水路整備のための改良 L=140m	田端地区	20.0	1	
用排水改良	用排水路整備のための改良 L=200m	鼠地区	20.0	2	
多面的機能支払交付金	実施区内施設 水路 25.3km 農道 14.0km ため池 3箇所		50.18	-	坂城町南条中之条農業資源維持向上管理機構
多面的機能支払交付金	実施区内施設 パイプライン 8.4km 農道 4.3km		22.52	-	上沖地区農振地保全会
多面的機能支払交付金	実施区内施設 水路 5.0km 農道 8.1km ため池 7箇所		21.70	-	上平緑の里

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益 地区	受益面積 (ha)		
多面的機能支払 交付金	実施区内施設 水路 10.6km 農道 6.5km		34.38	-	上五明地域農 振地保全会
多面的機能支払 交付金	実施区内施設 水路 6.4km 農道 3.6km ため池 1箇所		16.60	-	丸山地区農振 地保全会
多面的機能支払 交付金	実施区内施設 水路 9.8km 農道 12.7km ため池 3箇所		43.69	-	南日名地域農 振地保全会
多面的機能支払 交付金	実施区内施設 水路 8.0km 農道 5.0km		24.83	-	十六夜の里元 気会
中山間地域直接 支払事業		入横尾集落	8.8	-	
中山間地域直接 支払事業		小野沢集落	2.0	-	

3 農用地等の保全のための活動

(1) 担い手への農地集積

本町では、担い手の確保・育成が急務であり、農地中間管理機構を通じた農地の流動化、利用集積を進め、農業を主業とする農業者の他産業並みの所得、労働時間の水準を目指します。

(2) 多様な担い手による農業の促進

本町の農家の大部分を占める兼業農家や自給的農家には、農地保全の役割が期待されます。そのような農業者確保のため、アグリサポート事業やファミリー農園事業により、農作業に携わる機会を作り、地域農業の新たな担い手を育成します。

また、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度に取り組む地域における協働活動を促進し、地域ぐるみで行う農地や農業用水路等の保全活動を進めます。

(3) 有害鳥獣対策の推進

有害鳥獣による農作物被害を防止するため、町だけでなく、町猟友会や地元自治区、農家の方々など、地域が一体となって有害鳥獣対策を総合的に推進していくために支援をしています。

(4) 農業水利施設等の防災・減災対策の推進

農村地域において自然災害に対する安全性を確保するためには、総合的な防災・減災対策

を計画的に推進する必要があるため、町が策定した農村地域防災減災推進計画に基づいたハード・ソフト一体となった防災・減災対策を実施していきます。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

中山間地域など森林と近接する農用地等の保全にあたっては、森林の有する災害防止機能や水源かん養機能などの多面的機能を発揮できるよう、森林政策との連携を図りながら、農業と林業の一体的な振興に努めます。

第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本地域の目標とする農業経営は、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得 550 万円程度（年間労働時間 1,900～2,100 時間程度）の水準を実現することを目指し、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目指します。

【個別経営】

営 農 類 型	地 域	面積規模	作目構成
【水稻複合】 水稻＋麦＋大豆	南条、中之条 村上	1,300a	水稻 500a、小麦 400a 大豆 400a
【果樹専作】 りんご	坂城、南条 中之条、村上	140a	ふじ 50a、ふじ 10a（新） つがる 20a（新） 秋映 30a（新）、シノスイト 20a（新） シノゴールト 10a（新） ※（新）…新わい化
【果樹専作】 ぶどう	坂城、南条 中之条、村上	80a	ナガノパール 20a シャインマスカット 30a、巨峰 30a
【果樹複合】 りんご＋ぶどう	坂城、南条 中之条、村上	100a	ふじ 50a、シャインマスカット 30a 巨峰 20a
【花き専作】 バラ	村上	30a	バラ 30a
【花き専作】 トルコギキョウ	村上	34a	トルコギキョウ（季咲）17a トルコギキョウ（抑制）17a
【花き複合】 トルコギキョウ＋SPカーネーション	村上	34a	トルコギキョウ（抑制）17a SPカーネーション 17a
【野菜複合】 アスパラガス＋ミニトマト	坂城、南条 中之条、村上	70a	アスパラガス 50a ミニトマト 20a
酪農	中之条	40 頭	搾乳牛 30 頭 育成牛 10 頭

資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

（２）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用を図るには、作業の効率化を進めて生産性を高めるとともに、認定農業者などの中核的な担い手へ農地の利用集積をしていくことが重要です。

中核的な担い手の経営規模拡大に対して奨励金を交付し、農地の利用集積を促進するとともに、経営規模の拡大を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地中間管理機構が進める農地集積や農業委員会で行っている農地銀行制度を活用することで、農地の流動化を促進し、地域計画に位置づけられる地域の担い手農家への農地集積を図ります。

２ 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

（１）農地の流動化、利用集積

認定農業者や新規就農者の育成、また、法人化を推進し、効率的かつ安定的に経営展開を行う担い手の確保に努め、担い手に対し農用地区域内の農地の利用集積を推進します。

そのため、本町では、地域計画を活用し、地域内の農地利用の将来像を定め、また、農地中間管理事業を活用し、地域計画で定めた農地利用を実現できるよう農用地の集積・集約化を進めます。

農用地の有効利用を図るため、農業委員会との協力により貸借希望等、農家の意向を把握し、貸借や売買へのあつせんを図ります。また、規模縮小やリタイヤにより農地を貸したい人から農地を借り受け、規模拡大を目指す担い手へまとまりのある形で農地を貸し出せるよう、農地中間管理機構と連携した事業の実施をします。

３ 森林の整備その他林業の振興との関連

－該当なし－

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本町の農業近代化施設については、ガラス温室や育苗施設等の生産関係施設と、選果機や低温貯蔵施設等の流通加工関係施設の整備を進め、農産物の生産拡大に効果を上げてきました。

令和6年3月には、りんご等の選果作業の効率化を進めるとともに、消費者の需要に合った商品の出荷により、農家の所得向上へとつなげられるよう、新たな内部センサー付きの選果機を導入しました。今後も、引き続き、施設の維持や機能強化に対応した整備に取り組めます。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益地区	対図番号	備考
共同集出荷 貯蔵施設	字登城口、字山王 ・選果機 バケット式1条×2系統 ・内部センサー 2台 (糖度、熟度、密度等) ・外観センサー 2台	JA ながの ちくま坂城管内	1	ちくま果実流通 センター

※令和6年3月整備完了

3 森林の整備その他林業の振興との関連

ー該当なしー

第 6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本地域の農業は、農地の減少とともに、農業就業者の高齢化等により担い手は減少している状況であり、農業生産に必要不可欠な優良農地の確保とともに、担い手の育成・確保を図る必要があります。

担い手の育成・確保にあたっては、認定農業者、新規就農者、農業法人、女性農業者、高齢農業者、農業参入企業等、農業の担い手の裾野を広げ、多様な担い手により農業を行うことで、活力ある地域づくりを推進します。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

ー該当なしー

3 農業を担うべき者のための支援活動

長野県農業農村支援センターやながの農業協同組合が主催する営農技術指導会などの研修の機会を提供し、農業の技術や知識習得を支援します。

新規就農者等の早期の安定経営を図るため、新規就農者育成総合対策事業など、就農準備等に必要な資金について支援します。

生産基盤となる農地の確保にあたっては、農業委員会とも連携を図り、農家の意向把握による貸借の希望や農地銀行制度を活用し、農地の円滑な貸借を支援します。

4 森林の整備その他林業の振興との関係

ー該当なしー

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本町の農業従事者のうち兼業農家が大部分を占めており、農業従事者の安定的な就業の場を確保するため、町内企業の育成・強化を図るなど、就業先の確保・増大に取り組んできました。

今後も、就業の場となる産業の振興を図り、不安定な職に従事している兼業農家の就業機会の拡大や収入の安定確保に努め、農村人口の流出抑制や農業生産力の維持向上に取り組んでいきます。

単位：人

区 分		従業地								
I	II	町内			町外			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的 勤務	第1次産業	6	9	15	15	1	16	21	10	31
	第2次産業	37	24	61	40	8	48	77	32	109
	第3次産業	30	26	56	50	30	80	80	56	136
	計	73	59	132	105	39	144	178	98	276
自営 兼業	第1次産業	4	5	9		1	1	4	6	10
	第2次産業	11	6	17	2		2	13	6	19
	第3次産業	11	7	18	1	2	3	12	9	21
	計	26	18	44	3	3	6	29	21	50
出稼ぎ	第1次産業									
	第2次産業	2	1	3				2	1	3
	第3次産業									
	計	2	1	3				2	1	3
日雇・ 臨時雇	第1次産業	2	3	5	2	1	3	4	4	8
	第2次産業				1	1	2	1	1	2
	第3次産業	2	13	15	5	2	7	7	15	22
	計	4	16	20	8	4	12	12	20	32
総 計		105	94	199	116	46	162	221	140	361

(注) アンケート調査の集計結果に基づくものであり、実際の規模や統計等とは必ずしも一致しない。

資料：「令和4年度 坂城町 農業振興地域整備計画に関するアンケート調査」結果より
(農業以外の就業状況についての設問)

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

国土利用計画などとの整合に留意し、農用地の保全を最優先としながらも、交通の利便性が高く、立地条件に優れ、産業の集積が見込まれる地域については、計画的に必要な産業用地の確保に努め、農業従事者の就業機会の増加、農家所得の向上を目指します。

6次産業化や農産物を活用した新商品の開発・販売など、付加価値の高い商品づくりを支援し、農家所得の向上を目指します。

3 農業従事者就業促進施設

－該当なし－

4 森林の整備その他林業の振興との関係

－該当なし－

第 8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

生活環境については、上下水道の整備、集落道の改善による交通安全の確保、防災安全対策、ごみの減量化とリサイクル、公害発生防止等、農業者をはじめ農村部に生活する町民が安心して住み続けられるよう快適な生活環境の整備を進めてきました。

農業従事者の高齢化が進むなか、農村の生活環境を守っていくためには、非農家を含め、地域が一体となって農村を維持することが求められます。住みよい地域づくりを進めるため安全性・保健性・利便性・快適性・文化性などを考慮しつつ、農村環境の維持、既存施設の維持・管理を推進し、引き続き、生活環境の保全に取り組んでいきます。

2 生活環境施設整備計画

－該当なし－

3 森林の整備その他林業の振興との関連

－該当なし－

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

－該当なし－

第 9 付図

1 土地利用計画図（付図 1 号）

2 農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）

3 農用地等保全整備計画図（付図 3 号）

4 農業近代化施設整備計画図（付図 4 号）

別添のとおり

坂城農業振興地域整備計画書

坂城町